

特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 81 号

特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業の認定に関する規則（平成元年岩手県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第 43号。以下「政令」という。）<u>第20条の 2 第 6 項及び第38条の 4 第16項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第 2 条 政令<u>第20条の 2 第 6 項又は第38条の 4 第16項</u>の規定による認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本事業の施行地区に係る土地の<u>登記簿謄本</u>（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存することを証する書面）</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法第12条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる再開発地区計画の区域内である場合には、<u>都市再開発法（昭和44年法律第38号）第 7 条の 8 の 2 第 2 項第 3 号</u>に規定する再開発地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の 2 第 1 項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第 43号。以下「政令」という。）<u>第20条の 2 第13項及び第38条の 4 第22項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第 2 条 政令<u>第20条の 2 第13項又は第38条の 4 第22項</u>の規定による認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本事業の施行地区に係る土地の<u>登記事項証明書</u>（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存することを証する書面）</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法第12条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区の区域（<u>同法第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内にある区域を除く。</u>）内である場合には、<u>同法第12条の 5 第 2 項第 3 号</u>に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の 2 第 1 項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p>												
<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="145 1720 635 1910">[略] 租税特別措置法施行令<u>第20条の 2 第 6 項（第38条の 4 第16項）</u>の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。</td><td data-bbox="635 1720 770 1910">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1910 304 2060">施行地区</td><td data-bbox="304 1910 528 2060">所在地</td><td data-bbox="528 1910 770 2060">(高度利用地区・再開発地区計画)の区域</td></tr></table>	[略] 租税特別措置法施行令 <u>第20条の 2 第 6 項（第38条の 4 第16項）</u> の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。		[略]	施行地区	所在地	(高度利用地区・再開発地区計画)の区域	<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="831 1720 1321 1910">[略] 租税特別措置法施行令<u>第20条の 2 第13項（第38条の 4 第22項）</u>の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。</td><td data-bbox="1321 1720 1457 1910">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1910 991 2060">施行地区</td><td data-bbox="991 1910 1214 2060">所在地</td><td data-bbox="1214 1910 1457 2060">(高度利用地区・再開発等促進区)の区域</td></tr></table>	[略] 租税特別措置法施行令 <u>第20条の 2 第13項（第38条の 4 第22項）</u> の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。		[略]	施行地区	所在地	(高度利用地区・再開発等促進区)の区域
[略] 租税特別措置法施行令 <u>第20条の 2 第 6 項（第38条の 4 第16項）</u> の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。		[略]											
施行地区	所在地	(高度利用地区・再開発地区計画)の区域											
[略] 租税特別措置法施行令 <u>第20条の 2 第13項（第38条の 4 第22項）</u> の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。		[略]											
施行地区	所在地	(高度利用地区・再開発等促進区)の区域											

[略]	[略]
[略]	
備考1・2 [略]	
<p>3 「施行地区」の欄中「所在地」は施行地区が高度利用地区又は<u>再開発地区計画</u>の区域のいずれかに存するかに応じ、「面積」は登記簿面積又は実測面積のいずれかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲んでください。</p> <p>4 「地積」の欄は、<u>土地登記簿</u>に登記された地積を記載してください。</p> <p>5～9 [略]</p>	
(A 4)	
様式第2号(第4条関係)	
[略]	
<p>下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第6項(第38条の4第16項)に規定する特定の民間再開発事業として認定したことを証する。</p>	
記	
<p>1 [略]</p> <p>2 施行地区の所在地、面積及び種別</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 種別</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>高度利用地区等の種類等</p> <p>[略]</p> <p><u>再開発地区計画</u>の区域の名称</p> </div> </div> <p>3～5 [略]</p>	
(A 4)	

[略]	[略]
[略]	
備考1・2 [略]	
<p>3 「施行地区」の欄中「所在地」は施行地区が高度利用地区又は<u>再開発等促進区</u>の区域のいずれかに存するかに応じ、「面積」は登記簿面積又は実測面積のいずれかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲んでください。</p> <p>4 「地積」の欄は、<u>登記簿</u>に登記された地積を記載してください。</p> <p>5～9 [略]</p>	
(A 4)	
様式第2号(第4条関係)	
[略]	
<p>下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第13項(第38条の4第22項)に規定する特定の民間再開発事業として認定したことを証する。</p>	
記	
<p>1 [略]</p> <p>2 施行地区の所在地、面積及び種別</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 種別</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>高度利用地区等の種類等</p> <p>[略]</p> <p><u>再開発等促進区</u>の区域の名称</p> </div> </div> <p>3～5 [略]</p>	
(A 4)	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定の民間再開発事業の認定に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出し、又は交付する申請書又は認定済証について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は認定済証については、なお従前の例による。